

和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価委員会規則

制 定 令和 2年 3月31日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自己点検及び評価等（以下「自己点検・評価」という。）を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その業務を処理する。

- 一 本校全体の自己点検・評価の実施に関すること。
- 二 自己点検・評価の結果を取りまとめた報告書の作成に関すること。
- 二 改善が必要と認めた事項の改善策の検討に関すること。
- 三 組織等から提出された改善案の取りまとめにすること。
- 四 改善策の実施状況の把握及び検証に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 専攻科長
- 六 事務部長
- 七 総務課長
- 八 学生課長
- 九 外部有識者 若干人
- 十 その他校長が必要と認めた者

2 前項第九号の委員は、校長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第九号の委員の任期は、委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第4条第二号の委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(自己点検・評価作業部会)

第8条 委員会に自己点検・評価委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。